

例会報告：2017年3月21日（雨）

第1973回 通常例会

（続き）

今一番推しているのは「性犯罪被害者のステーションを作って全てフォローしよう」という考え方です。性犯罪にあうと病院に行かなくては行けない、同時に警察は証拠を押さえないといけない。それをたらい回しでなく一カ所でできるようにしたい。性被害のワンストップセンターです。神奈川では性犯罪に限らず被害者サポートステーションがあって、警察と民間支援団体と自治体が1つのフロアで活動しています。先進的な取り組みだと思います。被害者支援の条例を作る動きは活発化しています。明石市は被害者に優しい条例ができましたが、花火大会で大きな事故があったり凶悪な少年犯罪があったりという過去のためと考えられます。被害者が見えて助けたい気持ちがあるので、素晴らしい条例になりました。例えば裁判で出た賠償額を取り立てられない時に、一定の範囲で市が買い取って被害者に支払い、後から市が加害者から取り立てる制度があります。全国でも明石市だけの画期的な試みです。

被害者に犯罪被害に特化した弁護士を紹介する、被害者の損害賠償は国を上げて協力する制度を作る、民事の時効も撤廃する、等がこれから目指すべきところ。法律を前面に出して社会を構築していくのは歪を生みます。人間力を基盤とした社会、それを支える法律でありたいと願っています。

◆ 会員誕生日

辻村 彰秀さん（3月22日）
小林 和彦さん（3月27日）



◆ 結婚記念日

清 康夫さん（3月24日）

◆ ニコニコ箱

四方 智幸 委員

	ニコニコ箱	累計	目標
3月21日分	12,000	605,235	1,200,000

◆ 会員誕生日

辻村 彰秀さん…お誕生日ありがとうございます。3/22で57才になります。もう少しカンバリませす。

小林 和彦さん…誕生日をお祝いいただき、ありがとうございます。3/27で59才になります。同級生達は4月から還暦60才です。自分はまだ1年あるので得た感じ。です。

◆ 結婚記念日

清 康夫さん…結婚祝い有難うございます。3月24日で51回目となります。

◆ その他

清 康夫さん…①先週（火）夜は、大学に合格した孫2人と家族で食事会をしたので、花見例会を欠席しました。

②3月初め、畑に10種類の野菜が育ちつつあり、4月・5月には食べられそうで楽しみです。

辻村 彰秀さん…先週は夜間例会ご苦労様でした。本日の卓話、宇田幸生弁護士 宜しくお祈りします。

◆ ◆ 今後のメークアップ情報 ◆ ◆

-2017年3月-

- ▶29日（水）小田原北
- ▶30日（木）小田原中 報徳会館 12：30
「クラブフォーラム⑦（PETS報告）」
- ▶31日（金）湯河原 休会
- ▶31日（金）足柄 おんりーゆー 12：30
「卓話：クラブ研修」

-2017年4月-

- ▶3日（月）小田原 夜間移動例会：すずひろ 18：00
「お花見例会」
- ▶4日（火）箱根 宮ノ下富士屋ホテル 12：30
「クラブフォーラム（寄付金）」
- ▶5日（水）小田原北
- ▶6日（木）小田原中 報徳会館 12：30
- ▶7日（金）湯河原 万葉荘 12：30
「会員による卓話」
- ▶7日（金）足柄 創立記念家族親睦夜間例会
- ▶10日（月）小田原 報徳会館 12：30
「クラブフォーラム⑩（社会奉仕委員会）」
- ▶11日（火）箱根 宮ノ下富士屋ホテル 12：30
「箱根ロータリーの歩みを語る」
- ▶12日（水）小田原北
- ▶13日（木）小田原中 報徳会館 12：30
- ▶14日（金）湯河原 万葉荘 12：30
「高橋県議 県政報告会」
- ▶14日（金）足柄 おんりーゆー 12：30
「卓話：公共イメージ」
- ▶17日（月）小田原 報徳会館 12：30
「クラブ協議会⑤（地区研協参加者報告）」
- ▶18日（火）箱根 宮ノ下富士屋ホテル 12：30
「55周年実行委員会：実行委員会副会長（総務他）」

【小田原城北ロータリー・クラブ】
事務局：〒250-0211 小田原市鬼柳172-9
電話：0465-37-1222 FAX：0465-37-7377
URL：http://www.odawarajhrc.jp
Mail：info@odawarajhrc.jp
例会場：小田原卸センター内会議室
創立：1976年4月2日 承認：1976年5月8日
例会：毎週火曜日 12:30～13:30
クラブ会報委員会
監修：櫻井 康二
編集長：小林 和彦
コピーライター：小林 和彦
デザイン：小林 和彦
フィールド：大川 久弥

会員数：36名



国際ロータリー第2780地区

小田原城北ロータリー・クラブ



【R.I. 会長】
ジョン・ジャーム
【R.I. 2780地区ガバナー】
佐野 英之
【第9グループガバナー補佐】
高田 喜好



【会長】辻村 彰秀
【副会長】阿久津 馨
【幹事】櫻井 康二
【副幹事】荻野 善明
【会場監督】小川 和夫

人類に奉仕するロータリー

ROTARY SERVING HUMANITY

本日の例会：通常（第1974回）

会場：小田原卸センター内会議室
日時：2017年3月28日 12：30～13：30
司会：荻野 善明 副幹事

12：30	開会点鐘：辻村 彰秀 会長 ロータリーソング斉唱 「それこそロータリー」 スピーカーおよびビジターの紹介 慶事祝福 会長挨拶 幹事報告／出席報告／委員会報告 同好会報告／ニコニコ箱 閉会点鐘：辻村 彰秀 会長
13：00	クラブ協議会（PETS報告）

【今後の例会・卓話スケジュール】

- 4月4日（火）創立記念例会（夜間）
場所：日本料理 料亭 門松
受付：17：00～17：30
例会：17：30～18：00
懇親会：18：00～20：00
- 4月11日（火）通常例会 12：30
卓話：コンサルティング会社経営 堀内様
「私の文化について」
- 4月16日（日）地区協議会
会場：立花学園高等学校（松田町）
登録：地区関係 10：30～11：30
一般登録 11：30～12：30
全体会議Ⅰ：12：30～13：50
部門別協議会：14：20～16：20
全体会議Ⅱ：16：35～17：15
懇親会：17：30～18：30
- 4月18日（火）休会
- 4月11日（火）通常例会 12：30
卓話：武田塾様
「武田塾はなぜ勉強を教えないのか！」

■ 寄稿（17）

学生時代の仲間の1人が広島島の呉にいまして、材木屋を営んでいます。先年行ってきました。呉といえば軍港ということで、ここには旧海軍兵学校があり、数多くの海軍士官を育てた赤レンガの建物はいまも現存し、いまは「海上自衛隊幹部候補生学校」という看板がかかっています。となりに「教育参考館」があり、卒業生ゆかりの品々が展示されています。その中に日本海軍育ての親の山本権兵衛のものがあります。

1905年5月（この年の2月23日にロータリークラブのもとになる会合が4名のアメリカ人で開かれました。）日本海軍の直前に、海軍大臣山本権兵衛は、連合艦隊司令長官に。それまで山本と同郷で（鹿児島）兵学校が同期の日高荘之丞（そうのじょう）を更迭して、東郷平八郎と入れ替えたのです。この更迭に憤慨した日高は、山本に短剣を抜いて、「おれを刺し殺せ」と迫ったわけです。

それまで舞鶴鎮守府長官という閑職にいて予備役をまつばかりの境涯にいた東郷を抜擢した理由を、明治天皇がおどろ

いて聞きますと、山本は「東郷は若い頃から運のいい男ですから」とだけ答えたそうです。

戦いというのは主将を選ぶのが大切で、主将がいかに天才でも運の悪い人ではどうにもなりません。日本海軍戦も口ジェストウエンスキー率いるバルチック艦隊40隻あまりのうち、殆どが沈没し、沈没をまぬがれたのはたった3隻でしたが、この3隻も有名な下瀬火薬のために廃艦同様となり、日本側は失ったものは水雷艇3隻だけという世界海戦史上まれにみる結果だったのです。

“運”はきわめて大切です。しかしながら“運”の影には、物事の本質をついた たゆまぬ努力が必要なのは当然です。宝くじにあたる運とはまったく別物で、私達もこの“運”についてもう少し考える必要があると思いますし、ロータリーの第2標語“最も良く奉仕するもの、最も報いられる”にも全面的につながるものと思います。

大谷 宏

例会報告：2017年3月21日（雨）

第1973回 通常例会

会場：小田原卸センター内会議室
日時：2017年3月21日 12：30～13：30

◆ 会長挨拶



辻村 彰秀 会長

皆さんこんにちは！先週の“ウメコ”“ワビト”でのお花見夜間例会、参加していただきありがとうございました。特に会場監督、親睦委員会の方々、会場設営、運営、ご協力ありがとうございました。お花見はまったくできなかったのですが、楽しんでいただけましたか？又、石崎会長エレクトにはPETSへの丸一日参加していただき、本当にご苦労様でした。来週の例会卓話時にはPETS報告も宜しく願いいたします。

この3連休は天気も良く、お彼岸で皆さんお墓参りされましたか？今年の春のお彼岸は3月17日が彼岸入り、20日が中日、23日が彼岸明けです。「彼岸」本来の意味は煩惱を脱した悟りの境地のことを言います。三途の川をはさんで、私達の住んでいる世界を此岸（しがん）、向こう側（仏様）の世界を彼岸（ひがん）というのです。そこでお彼岸には「悟り」をひらけるように仏道修行の期間という意味合いもあり、普段仏道修行をしていない私達もお彼岸の期間中は、先祖を供養し、お墓参りし、仏道修行をするとのことだそうです。又、国民祝日に関する法律でも、春の中日である“春分の日”は、「自然を讃え、生物を慈しむ」日とし、秋の中日の“秋分の日”は「先祖を敬い、亡くなった人を忍ぶ」日と定められています。ぜひお彼岸にはご先祖供養のためお墓参りに行ってください。ちなみに、春のお彼岸に供える「ぼたもち」、秋のお彼岸に供える「おはぎ」は同じものですが、その呼び名が異なっています。これは、それぞれの季節の花「牡丹」と「萩」にちなんで、季節により呼び方が変わっているそうです。

本日の卓話は、わざわざ名古屋からいらしていただきました宇田幸生弁護士の“犯罪被害者支援活動について”です。犯罪、事件、事故が発生すると、加害者を取り締まり、罰することのみに目が行きがちですが、本来、犯罪被害者の方々への対応、ケアにはもっと気が使われるべきだと私も思っています。このような犯罪被害者支援活動により、より住みやすい安全な日本が作られていくと思っております。とても大事で有益な卓話だと思い、楽しみにしております。宇田様、宜しく願いいたします。以上、会長挨拶でした。

◆ 幹事報告



櫻井 康二 幹事

1)創立記念例会の出欠を本日中に提出お願いします。

◆ 出席報告

齋藤 永 委員長

出席報告	会員数	出席	M.U	出席率
3月21日	36(33)	25	0	75.76%
3月14日	36(35)	25	1	74.29%
3月7日	36(34)	24	0	73.53%

【欠席者】：8名

大木 清、大川 裕、長田 英一、内山 修一、一寸木 芳行、守屋 善男、大野 英明、大高 英之

【今回MU】なし

【前回MU】増加なし

【前々回MU】増加なし

◆ 委員会報告

国際奉仕委員会・本多委員長

本日、台湾南山RCへの親善訪問申込書をお渡ししました。行程表や予算も入っています。ぜひお申し込みください。

次年度幹事・須藤会員

次年度へ向けての第一回準備理事会を4/11、13：30より開催します。よろしく願います。

◆ 卓話

「犯罪被害者支援について」



宇田法律事務所 弁護士 宇田 幸生 様

私は名古屋で生まれ育ち、弁護士の仕事を16～7年やっております。その間に選挙に出馬しました。法律の壁を乗り越えられないような問題が世の中に沢山ある。それをどうしたらいいのか、法律を作る立場なら何かできるんじゃないか、それは国会だ、国会に行く

には選挙だ、という流れで政治の世界を意識しました。選挙は突然出て通るようなものではなく、落選後は再び弁護士の立場で活動しています。最近力を入れているのが名古屋で犯罪被害者を支援するための特別条例を作ろうという動きです。それについての先進的な地域は神奈川県です。何とか追いついていきたいと活動しています。『弁護士と医者は一してお世話にならない方がいい』とよく言われます。後ろ向きだったり揉め事だったり悩みの中で解決していかななくてはならない職業です。

普通の方々とはなかなか接点がありません。最近は弁護士がTV番組などに出る場面も多くなっていますが、そこで

見えるのは演出された一部の姿です。弁護士の日常的な部分も紹介したいと思います。

法律とは何でしょう？例えば万有引力の法則は皆さんご存知でしょう。法則と法律は何が違うのか？自然科学か価値観かなのだと思います。法則は時代を問わず不変の真理ですが、法律は社会のルールでしかありません。時代と共に価値観は変わります。江戸時代、侍は武士の誇りとして刀を差していました。でも今でしたら、銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕されることとなります。法律は絶対のものでなくどんどん変わり、社会は日々成長を続けています。不合理になってきた法律は変えていかなければなりません。それは国民の代表が集まる国会で決められるわけです。

法律家は司法試験を受けてこの世界に入りますが、六法全書を丸暗記していれば受かるという都市伝説がありました。しかしいくら暗記しても実は解釈が難しく使いこなせません。殺人罪は死刑、無期もしくは5年以上の懲役ですが、『人殺し』の『人』とは何か？これが解釈です。何を以って人は始まり、何を以って終わるのか、それがはっきりしないと何が殺人罪になるか分かりません。よく事例として出てくるのが、妊婦さんのお腹を蹴って胎児が死んだら殺人罪になるのか、という話です。実はこれは墮胎罪となり殺人罪にはなりません。では人となるのはいつからか、墮胎罪から殺人罪へいつ切り替わるのか。今の最高裁判所の判例ではお母さんのお腹から一部でも体が出たら人の始まり、となっています。こういうテクニク的なものが非常に多いのです。もう一つ『戦力』とは。日本は戦争放棄をしていて戦力は一切持たないと決められています。しかし現実には自衛隊がいます。そのリアルと法律をどうやって辻褃合わせするか？政府見解では自衛隊は軍隊でなく最低限度の実力であるとなっています。まるでパズルのようですが、世の中の法律解釈はこのように動いています。日本国内では軍隊ではないと言っていますが、海外へは軍隊だと言っています。それは海外でもし捕まった時に捕虜として条約上保護されなくてはいけないからで、軍隊でないとテロ組織や海賊と同じ扱いになってしまうからです。表裏の解釈で、憲法9条は難しい条文だと思います。

普通の弁護士の仕事は、貸した金を返してくれない、売掛金を払ってくれない、納品された品物に問題があった、という民事上のトラブルが多いです。民事事件は最終的にお金で解決する世界です。お互いの言い分を提出して裁判官に認めてもらう、結果権利を実現してもらう。これが民事事件です。刑事事件はいわゆる犯罪の話で、悪いことをして警察に捕まり処罰される仕組みです。



お金ではなく有罪か無罪か、有罪ならどのくらいの処罰かを決めるものです。普段の仕事は「準備は念入り、法廷は一瞬」で、裁判所では一瞬で終わることが多いです。民事では準備段階で裁判官と打ち合わせをして、法廷では書類を出して終わりです。刑事だと逮捕された被告がその場で質問を受けて証人が出てきて、という流れがありますので、傍聴するならこちらの方が意味があるし理解しやすいかもしれません。

弁護士の仕事は自転車操業でビジネスモデルとしては破綻しているといつも思っています。事件の依頼を受け解決するのに、半年くらいかかることが多いのです。解決しない事案が多いので次を引き受けるの繰り返しで、自転車操業にならざるを得ません。緊急事態ですぐに警察へ駆けつけないと、ということが多く予定を立てにくい状況もあります。また、名古屋で仕事をしていても、名古屋で裁判になるとは限りません。管轄は法律で決まっています、那覇と札幌で同時に裁判などということもありました。

弁護士会は強制加入団体で、加入しないと弁護士の仕事はできません。弁護士会の中には図書委員会や広報委員会など、ボランティアでの委員会活動があり、私はテーマにしている犯罪被害者の支援についての委員会に所属しています。弁護士は一般的に加害者側のイメージが強く「何故あんな奴を助けるんだ」などと言われますが、疑われている人の弁護は非常に大事な仕事の1つです。昔、罪のない人が一方的な裁判で処罰された時代からの反省で、裁判には弁護士という法律の専門家をつけて国が悪いことをしないかチェックしようとなっているのです。では被害者はどうなのか。被害者は今まで何もしてもらえませんでした。加害者の人権を守る方向ですと歴史が進んでいたからです。被害者は忘れ去られていた存在でした。裁判に出る権利もなく、証拠として呼ばれ、必要なことだけ証言させたら終わりでした。殺人事件の遺族も発言する機会すら与えられない状態だったのです。そしてまた傷つけられてきた存在でもありました。犯罪被害にあっただけでもショックなのに、マスコミが殺して近所からクレームが来たり、職場の無理解や噂などもあります。1つの犯罪被害が他の被害に拡散していく、それがなかなか理解してもらえない。経済的に苦しくなることもあります。その保障も殺された時で1,000万未満でした。自動車の自賠責でも3,000万なのに。大きな災害で多くの被害者がいると皆で声を上げます。でも事件の被害者は個別で存在していて、取り残されて埋没して国に声が届かない存在でした。大きく変わったきっかけは「犯罪被害者基本法」ができたことでした。当時の小泉首相に被害者家族が直談判したらボンと作ってくれ、政治家は凄いとびっくりしました。現状ですが、非常に悩ましいのは裁判員裁判です。一般の皆さんが参加するので負担軽減のため、短い期間で証拠は少なく簡単にやろうとします。それが良い方向の裁判でしょうか。今は被害者が被告人に質問や尋問ができるようになりましたが、裁判員裁判だとそれを抑えられてしまいます。被告人も時間を制限されたりしています。見直しをして本当にバランスが取れたものにしなくてはいけないと思います。

(裏面へ続く)